
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」－ 約束した財又はサービスの評価**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、約束した財又はサービスの評価に関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、株式を扱う証券取引所である企業（以下「企業」という。）が提供する、上場認可サービスと上場後の継続的な上場維持サービスは別個であるかどうかについて明確化することを求める要望書を受け取った。
3. 要望書に寄せられた事例において、企業は、顧客に証券取引所への上場に関して、次の 2 つのタイプの報酬を請求する。
 - (1) 上場認可報酬
返金不能の前払報酬である。この報酬は、固定額若しくは、上場認可された証券価額に基づく場合がある。
 - (2) 継続報酬
上場後の期間報酬（典型的には年間報酬）である。この報酬はそれぞれの年間の顧客の株式時価総額に基づく場合がある。
4. 企業はこれらの報酬に対して、2 つのサービスを関連付けている。
 - (1) 上場認可サービス
要望書は上場認可が可能となるために行う複数の活動を明確にしている。これには次のものが含まれる。
 - ① 新規の申請に対する内部的なリスクの評価及びデュー・デリジェンスの実施
 - ② 適切な委員会に評価及び承認を求めるためのハイリスク申請書の提出
 - ③ 発行者の上場申請書のレビュー（すべての関連する文書化が正確に行われていることのチェックを含む）

- ④ 新規の証券に対する参照番号及びティッカーの発行
- ⑤ 上場認可後に証券が取引できるようにするための各機関へのデータ同期ファイルの配布
- ⑥ 上場及び市場への認可の処理
- ⑦ オーダーブック上での証券の公表
- ⑧ 上場認可日における取引通知の発行
- ⑨ 上場認可前の顧客の教育のための株式取引所や市場区分についての説明やセミナー

(2) 継続的な上場維持サービス

企業は上場認可された顧客に対して、証券取引所にアクセスすること及び上場の維持（例えば、システムのメンテナンス、規制上の監督及び一般的なオペレーション）に係る継続的な上場維持サービスを提供する。

- 5. なお、後述する本資料の第 18 項から第 20 項に記載のとおり、IASB スタッフは上場申請が却下されるケースに関する情報も入手したものの、顧客が上場基準に適合するまで上場申請書が修正され却下されないケース及び上場申請プロセスがチェックリストとの適合性を確認するケースのみを識別し、分析を行っている。すなわち、本資料の第 4 項の (1) 上場認可サービスにおいて上場申請が却下されないことがない又は上場認可サービスが形式的な確認作業に過ぎないケースを前提に検討しているものと考えられる。
- 6. また、アジェンダ・ペーパー及び要望書（アジェンダ決定案含む）において、上場認可サービスと上場後の継続的な上場維持サービスが単一の契約に含まれているものかどうかについては、明示されていないものの、本資料第 9 項の記載のとおり、IASB スタッフは（単一の）契約において約束したサービスが何かを識別することが論点であると考えていることから、単一の契約を前提に検討しているものと考えられる。
- 7. 要望書において、初度の上場に関連する活動により、顧客が次の便益を獲得すると識別している。
 - (1) 証券取引所へのアクセスが可能となり、将来の更なる発展のために、資金調達が可能
 - (2) 上場による株主の増加及び株主構成の変化
 - (3) 上場認可された証券の市場価値に基づく、事業の客観的な市場価値の把握

- (4) 上場による知名度の向上及びステータスの強化

Ⅲ. 2018年9月のIFRS-IC会議における議論

アウトリーチ

8. IASB スタッフは、この論点について、アウトリーチを実施していない。これは、要望書の提出者がこの事例について、IFRS 第 15 号を適用することによって予想される影響が記載された様々な法域の証券取引所の開示済みの財務諸表を提供しているためである。IASB スタッフは事例が様々であることを把握している。

IASB スタッフの分析

(約束した財又はサービスの評価)

9. IASB スタッフは、IFRS 第 15 号第 22 項及び BC 第 87 項により、企業は履行義務の識別の前に、顧客との契約において約束した財又はサービスのすべてを識別する必要があると考えている。要望書は上場認可サービスと上場後の継続的な上場維持サービスが別個のサービスであるかどうかを質問しているが、IASB スタッフは主要な論点は契約において約束したサービスは何であるかを識別することと考えている。
10. IFRS 第 15 号第 25 項において、約束した財又はサービスの評価について、下記のとおり記載されている。

履行義務には、企業が契約を履行するために行わなければならない活動は含まれない（当該活動が顧客に財又はサービスを移転する場合は除く）。例えば、サービス提供者が契約をセットアップするために種々の管理作業を行うことが必要な場合がある。それらの作業の履行は、作業の履行につれて顧客にサービスを移転するものではない。したがって、そうしたセットアップ活動は履行義務ではない。

11. IFRS 第 15 号 B48 項から B51 項は、顧客に返金不能の前払報酬を請求する際の企業の要求事項を記載しており、特に B49 項においては、下記のとおり、記載されている。

こうした契約において履行義務を識別するために、企業は、その手数料が約束した財又はサービスの移転に関連しているかどうかを評価しなければならない。多くの場合、返金不能の前払報酬は、企業が契約開始時又はその前後において契約の履行のために行うことを要求される活動に関連するものではあるが、その活動は約束した財又はサービスの顧客への移転を生じるものではない（IFRS 第 15 号第 25 項参照）。むしろ、前払報酬は、将来の財又はサービスに対する前払であるため、それらの将来の財又は

サービスが提供された時に収益に認識される。企業が契約更新のオプションを顧客に付与していて、そのオプションが B40 項で述べた重要な権利を顧客に提供している場合には、収益認識期間が当初の契約期間を超えて延長される。

12. また、下記の IFRS 第 15 号 BC93 項はこれらの要求事項を開発する際に、IASB が考慮した事項を記載している。

両審議会は、企業は履行する可能性のある活動のうち顧客に財又はサービスを移転しないものは会計処理すべきでないことも明確化した。これは、企業が顧客に財又はサービスを直接に移転しない独立の活動（例えば、多額のセットアップ費用を要するサービス契約）を行う多くの契約において、当該活動が顧客の契約した財又はサービスの移転を成功させるのに必要であるにしても、生じる可能性がある。両審議会は、それらの活動を履行義務として含めると、コアとなる収益認識の原則と矛盾するであろうと判断した。それらの活動は財又はサービスの移転を生じないからである。

13. IASB スタッフは、本資料の第 4 項に記載した(1)の①から⑧の上場認可サービスに関連する活動は、顧客が取引所に上場するために必要な活動ではあるが、顧客と契約したサービス（すなわち、取引所に上場されているというサービス）の移転を成功させるために必要な活動に過ぎない。これらの活動は、顧客にサービスを移転するものではないと考えている。
14. 本資料の第 7 項に記載した顧客が得る便益は、上場している状態から生じるものであり、顧客は上場前にはこれらの便益を得ていないと IASB スタッフは考えている。また、上場している顧客にとって、上場日とその後の全ての日々で顧客が得る便益は同じである。したがって、顧客は上場の一時点でサービスを獲得していることを示さないと考えている。

(パスポート権（他の証券取引所に上場する権利）)

15. 要望書において、ヨーロッパ経済圏で事業展開している企業の顧客は、他の法域の証券取引所に重複上場することや主要な取引所を変更することが可能な権利（パスポート権）を有していると記載している。そこで IASB スタッフは、このパスポート権が上場時に顧客に財又はサービスを提供しているかどうかを検討した。
16. IASB スタッフは、要望書に記載された事例において、パスポート権は単なる上場されていることの特徴でしかないと考えている。顧客がパスポート権を行使するためには、取引所にまず上場する必要があり、つまり、当初の上場がなければ、ヨーロッパ経済圏の他の取引所に上場することができない。
17. これは、スポーツクラブへの加入と同様で、そのスポーツクラブが幅広いネットワー

クを有していることから、当該ネットワークの他のスポーツクラブを利用することができたとしても、これは、そのスポーツクラブの特徴に過ぎない。したがって、IASB スタッフは、スポーツクラブへの入会時に約束したサービスを顧客に提供していないと考えている。

(上場申請の却下)

18. IASB スタッフは、上場時に企業が財又はサービスを移転しているかどうかを検討するために、顧客の上場申請が却下されたケースにおいて、顧客が何らかの財又はサービスを得たかどうかを検討している。
19. IASB スタッフは、多くの法域において、上場却下のプロセスに関する情報を入手しているが、上場申請が却下されない法域も見受けられた。これらの法域においては、顧客が上場基準に適合するまで、顧客が継続的に上場申請書を修正するためであるとIASB スタッフは考えている。
20. その他の法域では、上場申請プロセスはチェックリストとの適合性を確認するものであり、チェックリストの全ての項目を満たさない場合には、上場申請が認可されない。そのような場合に、IASB スタッフは上場時に何らかの財又はサービスが顧客に移転していることを示すものがあるかを検討したが、移転している財又はサービスは識別されないと考えている。

(教育の提供)

21. IASB スタッフは、上場認可サービスに係る活動である本資料第4項(1)⑨の「上場認可前の顧客の教育のための証券取引所や市場区分についての説明やセミナー」の教育の提供については、特定の事実及び状況により、顧客にサービスが移転する可能性があると考えている。
22. ただし、上場申請プロセスを通じて、単に顧客の上場をサポートするような教育の提供は、上場されているというサービスの一部であると考えている。一方、上場プロセスに関連のない教育サービスは、顧客に移転するサービスとなる可能性があると考えている。

(重要な権利)

23. IASB スタッフは、企業が顧客に当初のキャンセル不能の期間を超えて、上場の期間を延長することを許容している場合があり、そのような場合の契約には、IFRS 第15号B39項からB43項、特にB40項及びB41項にしたがって、当初の上場サービスとは別個の履行義務を識別する重要な権利が含まれている可能性があることを識別している。

(初度の上場後の上場に係る報酬)

24. IASB スタッフは、企業が請求する初度の上場後の上場に係る報酬、例えば、顧客の増資に伴う新規株式の発行や異なる種類の新規株式の上場に対して報酬を請求する場合があることを識別している。また、企業は初度上場後の上場に係る報酬として、返金不能の前払報酬と継続的な報酬を請求する場合があると理解している。
25. IASB スタッフは、初度の上場に係る報酬とその後の上場に係る報酬をどのように会計処理するかについて違いはなく、約束したサービスを評価する上でも違いがないと考えている。

(IASB スタッフの結論)

26. IASB スタッフは、要望書に記載された事例に基づいて、証券取引所は取引所に上場されているというサービス以外には、顧客に財又はサービスを移転していないと結論を下した。
27. IFRS 第 15 号は企業が履行義務を特定するための適切な基礎を提供しているものと考えられるため、基準設定アジェンダに追加しないことを提案した。ただし、要望書に記載された事実について、IFRS 第 15 号をどのように企業が適用するかについて説明するアジェンダ決定案を公表することを提案した。

IFRS-IC 会議での議論の結果

28. 多額の収益が繰延べられる可能性があるという懸念や、特定の狭い範囲の事例についてのアジェンダ決定を公表することの是非についての懸念が示されたものの、多数の委員が基準設定アジェンダに追加しないこと及びスタッフ提案に沿ったアジェンダ決定案を公表することを支持した。なお、IASB スタッフが提案したアジェンダ決定案における「顧客が獲得する便益」は、「顧客に移転する上場サービス」に修正することが提案され、その後、公表されたアジェンダ決定案に反映されている。

今後の予定

29. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について 2018 年 11 月 21 日までにコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以上

別紙1 2018年9月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

約束した財又はサービスの評価（IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」） —アジェンダ・ペーパー2

委員会は、顧客に上場サービスを提供している株式取引所による収益の認識に関する要望を受けた。具体的には、この要望は、株式取引所は上場後の上場維持サービスとは別個の上場認可サービスを移転する約束をしているのかどうかを質問したものであった。要望書に記載された事実パターンでは、株式取引所は顧客に対し、当初の上場時に返金不能の前払報酬とその後に継続的な上場維持報酬を課している。この前払報酬は、株式取引所が契約開始時又はその前後に行う活動に関するものである。

IFRS第15号の第22項は、企業に対し、顧客との契約において約束した財又はサービスを評価し、履行義務を識別することを要求している。履行義務とは、顧客に次のいずれかを移転する約束である。

- a. 別個の財又はサービス（あるいは財又はサービスの束）
- b. ほぼ同一で、顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財又はサービス

IFRS第15号のBC87項において、国際会計基準審議会（審議会）は、企業が顧客との契約の中の履行義務を識別できるようになる前に、企業はまず当該契約の中のすべての約束した財又はサービスを識別することが必要となると述べた。

IFRS第15号の第25項は、履行義務には、企業が契約を履行するために行わなければならない活動は含まれない（当該活動が顧客に財又はサービスを移転する場合は除く）と定めている。

IFRS第15号のB49項は、企業が顧客に返金不能の前払報酬を課す契約において履行義務を識別するために、企業は、その報酬が約束した財又はサービスの移転に関連しているかどうかを評価すると述べている。多くの場合、返金不能の前払報酬は、企業が契約開始時又はその前後において契約の履行のために行うことを要求される活動に関連するものではない。

したがって、委員会は、企業が顧客に返金不能の前払報酬を課している場合には、企業は、約束した財又はサービスを契約開始時又はその前後において移転するのかどうか、あるいは、その代わりに、例えば、契約開始時又はその前後において行う活動が契約をセットアップするための作業を表しているのかどうかを検討することに留意した。

（要望書における事実パターンへのIFRS第15号の適用）

契約において約束した財又はサービスの評価及び履行義務の識別には、当該契約につい

ての事実及び状況の評価が必要となる。したがって、企業の評価の結果はそれらの事実及び状況に左右される。

要望書に記載された事実パターンでは、株式取引所は、顧客に返金不能の前払報酬と継続的な上場維持報酬を課している。株式取引所は、契約開始時又はその前後において、取引所への加入を可能にするために、下記を含むさまざまな活動を行う。

- 新規の申請に対する内部的なリスクの評価及びデュー・デリジェンスの実施
- 適切な委員会に評価及び承認を求めるためのハイリスク申請の提出
- 発行者の上場申請書のレビュー（すべての関連する文書化が正確に行われていることのチェックを含む）
- 新規の証券に対する参照番号及びティッカーの発行
- 認可後に証券が取引できるようにするための各機関へのデータ同期ファイルの配布
- 上場及び市場への加入の処理
- オーダーブック上での証券の公表
- 上場日における取引通知の発行

委員会は、企業が契約開始時及びその前後に行う活動は、顧客が契約した財又はサービス（すなわち、取引所に上場されているというサービス）の移転を成功させるために必要とされるものであると考えた。しかし、企業による当該活動の履行は、顧客にサービスを移転しない。

委員会はまた、顧客に移転される上場サービスは、当初の上場時と顧客が引き続き上場されているその後のすべての日とで同一であると考えた。

要望書に記載された事実パターンに基づいて、委員会は、株式取引所は、取引所に上場されているというサービス以外には、顧客に財又はサービスを移転していないと結論を下した。

委員会は、IFRS第15号における諸原則および要求事項が、企業が顧客との契約において約束した財又はサービスを評価するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

以 上

別紙 2 関連する IFRS 基準の規定

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

認識

契約の結合

- 17 企業は、次の要件のいずれかに該当する場合には、同一の顧客（又は顧客の関連当事者）と同時又はほぼ同時に締結した複数の契約を結合して、単一の契約として会計処理しなければならない。
- (a) 契約が単一の商業的目的を有するパッケージとして交渉されている。
 - (b) 1つの契約で支払われる対価の金額が、他の契約の価格又は履行に左右される。
 - (c) 複数の契約で約束した財又はサービス（又は各契約で約束した財又はサービスの一部）が、第22項から第30項に従うと単一の履行義務である。

履行義務の識別

- 22 契約開始時に、企業は、顧客との契約において約束した財又はサービスを評価し、顧客に次のいずれかを移転する約束のそれぞれを履行義務として識別しなければならない。
- (a) 別個の財又はサービス（あるいは財又はサービスの束）
 - (b) ほぼ同一で、顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財又はサービス（第 23 項参照）

顧客との契約における約束

- 25 履行義務には、企業が契約を履行するために行わなければならない活動は含まれない（当該活動が顧客に財又はサービスを移転する場合は除く）。例えば、サービス提供者が契約をセットアップするために種々の管理作業を行うことが必要な場合がある。それらの作業の履行は、作業の履行につれて顧客にサービスを移転するものではない。したがって、そうしたセットアップ活動は履行義務ではない。

追加的な財又はサービスに対する顧客のオプション

- B39 追加的な財又はサービスを無料又は値引き価格で取得する顧客のオプションには、多くの形態があり、販売インセンティブ、顧客特典クレジット（又はポイント）、契約更新オプションあるいは将来の財又はサービスに係るその他の値引きなどがある。
- B40 企業が、契約において、追加的な財又はサービスを取得するオプションを顧客に付与している場合に、そのオプションが契約における履行義務を生じさせるのは、そのオプションが、当該契約を締結しなければ顧客が受け取れない重要な権利（例えば、当該財又はサービスについて、その顧客階層に

その地域又は市場において通常与えられる範囲の値引きに対する増分となる値引き)を顧客に提供するときのみである。オプションが顧客に重要な権利を提供している場合には、顧客は実質的に将来の財又はサービスに対して企業に前払をしており、企業はその将来の財又はサービスの移転時又はオプションの消滅時に収益を認識する。

B41 顧客が、追加的な財又はサービスを当該財又はサービスについての独立販売価格を反映する価格で購入するオプションを有している場合には、そのオプションは、たとえ以前の契約の締結によってしかオプションを行使できないとしても、重要な権利を顧客に提供しない。その場合、企業は販売の提案をしたのであり、顧客が追加的な財又はサービスを購入するオプションを行使した時にのみ、これを本基準に従って会計処理しなければならない。

B42 第74項は、履行義務への取引価格の配分を独立販売価格の比率で行うことを企業に求めている。顧客が追加的な財又はサービスを購入するオプションについての独立販売価格が、直接に観察可能でない場合には、企業はそれを見積らなければならない。その見積りは、顧客がオプションの行使時に得るであろう値引きを次の両方について調整したものを反映しなければならない。

(a) 顧客がオプションを行使することなしに受けることのできる値引き

(b) オプションが行使される可能性

B43 顧客が将来の財又はサービスを取得する重要な権利を有していて、当該財又はサービスが契約の中の当初の財又はサービスと類似しており、かつ、当初の契約の条件に従って提供される場合には、企業は、当該オプションの独立販売価格を見積ることの実務的代替として、提供すると予想される財又はサービス及びそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに係る財又はサービスに配分することができる。通常、それらの種類のオプションは、契約更新に係るものである。

返金不能の前払報酬（及び一部の関連するコスト）

B48 契約の中には、企業が契約開始時又はその前後に、返金不能の前払報酬を顧客に課すものがある。例として、ヘルスクラブ会員契約の入会手数料、電気通信契約の加入手数料、サービス契約のセットアップ手数料、供給契約の当初手数料などがある。

B49 こうした契約において履行義務を識別するために、企業は、その手数料が約束した財又はサービスの移転に関連しているかどうかを評価しなければならない。多くの場合、返金不能の前払報酬は、企業が契約開始時又はその前後において契約の履行のために行うことを要求される活動に関連するものではあるが、その活動は約束した財又はサービスの顧客への移転を生じるものではない（第25項参照）。むしろ、前払報酬は、将来の財又はサービスに対する前払であるため、それらの将来の財又はサービスが提供された時に収益に認識される。企業が契約更新のオプションを顧客に付与していて、そのオプションがB40項で述べた重要な権利を顧客に提供している場合には、収益認識期間が当初の契約期間を超えて延長される。

- B50** 返金不能の前払報酬が財又はサービスに関連している場合には、企業は、当該財又はサービスを第22項から第30項に従って独立した履行義務として会計処理すべきかどうかを評価しなければならない。
- B51** 企業は、返金不能の手数料を、部分的に契約のセットアップ（又は第25項で記述したような他の管理作業）の際に発生したコストの補償として課すことがある。当該セットアップ活動が履行義務を充足しない場合には、企業は、B19項に従って進捗度を測定する際に、当該活動（及び関連するコスト）を無視しなければならない。そのようなセットアップ活動のコストは、顧客へのサービスの移転を表すものではないからである。企業は、契約のセットアップの際に発生したコストが、第95項に従って資産を認識しなければならないものかどうかを評価しなければならない。

履行義務の識別

約束した財又はサービスの識別（第24項から第25項）

- BC87** 企業が顧客との契約の中の履行義務を識別できるようになるには、企業はまず当該契約において約束した財又はサービスのすべてを識別することが必要となる。両審議会は、多くの場合には、契約において約束した財又はサービスのすべてが当該契約で明示的に識別されている可能性があることに留意した。しかし、他方で、財又はサービスを提供する約束が、企業の商慣行によって含意されている場合もある。両審議会は、こうした含意された約束は、その慣行により企業が財又はサービスを移転するであろうという顧客の妥当な期待が創出されている場合（例えば、利用可能になった時点で提供されるソフトウェアのアップグレード）は、企業の履行義務を決定する際に考慮すべきであると決定した。両審議会は、また、契約に含意された約束は、法律で強制されている必要はないことに留意した。顧客が妥当な期待を有している場合には、顧客はこうした約束を交渉された交換の一部として捉えるかもしれない（すなわち、顧客が支払に対して受け取ると見込む財又はサービス）。両審議会は、開発されたこれらの要求事項がない場合には、企業が顧客との契約に関して残存する（黙示的な）約束を引き続き有しているのに、契約の対価のすべてを収益として認識する可能性があることに留意した。
- BC93** 両審議会は、企業は履行する可能性のある活動のうち顧客に財又はサービスを移転しないものは会計処理すべきでないことも明確化した。これは、企業が顧客に財又はサービスを直接に移転しない独立の活動（例えば、多額のセットアップ費用を要するサービス契約）を行う多くの契約において、当該活動が顧客の契約した財又はサービスの移転を成功させるのに必要であるにしても、生じる可能性がある。両審議会は、それらの活動を履行義務として含めると、コアとなる収益認識の原則と矛盾するであろうと判断した。それらの活動は財又はサービスの移転を生じないからである。

以上